

# 農業用の危険物貯蔵タンクについて

## 《届出について》

- 1 届出の範囲 灯油・軽油で200ℓ以上1000ℓ未満、重油で400ℓ以上2000ℓ未満を貯蔵し又は取り扱う場合は消防署へ届出が必要です。  
変更又は廃止するときも同様です。

※ 上記以上の数量を貯蔵し又は取り扱う場合は許可が必要となります。

- 2 必要な書類 ① 少量危険物貯蔵・取扱届出書 ② 案内図  
③ 配置図(防油堤・消火器・標識・掲示板等図示)  
④ タンク図面 ⑤ タンク検査済証の写し 等

## 《主な設置基準》

- 1 タンクの固定 アンカーボルト又は支柱の埋め込み等で基礎に固定し、地震や台風で転倒しないようにする。
- 2 防油堤 危険物が浸透しない構造とする。  
容量は、タンク容量の100%以上とする。  
床面に適当な傾斜をつけ、溜めますを設ける。
- 3 配管 鋼製その他の金属管又は油種に適応した樹脂配管とする。  
(塩化ビニール管は認められません。)  
タンク結合部には緩衝管(フレキシブル管)を使用する。
- 4 標識・掲示板 30cm以上×60cm以上の「少量危険物貯蔵取扱所」・「危険物の類・品名・最大数量」の標識・掲示板及び25cm以上×50cm以上の「火気厳禁」の掲示板を設ける。
- 5 消火設備 貯蔵タンクの近くで取り出しやすい場所に消火器を設置する。



屋外貯蔵タンクの設置例



タンクの固定



溜めます・緩衝管